

盛岡広域振興局長告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年4月8日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 106号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市築川第6地割36番1地先から川目第5地割122番36地先まで	新	B 138.8~14.7 m	m 6,027.0
盛岡市川目第5地割122番36地先から川目第4地割53番1地先まで		C 43.5~14.5	61.0
盛岡市築川第6地割36番1地先から川目第2地割1番22地先まで	旧	A 76.8~9.0	3,628.8
盛岡市築川第6地割36番1地先から川目第5地割122番36地先まで		B 138.8~14.7	6,027.0
盛岡市川目第5地割122番36地先から川目第4地割53番1地先まで		C 43.5~14.5	61.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成26年4月8日から同年5月8日まで